

第11期分別収集計画（案）

（令和7年）

八 雲 町

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 計画の対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項	2・3
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器廃棄物の 収集に係る分別の種類区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5・6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6・7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1. 計画策定の意義

平成17年10月に渡島支庁管内八雲町と桧山支庁管内熊石町とが合併し、二海郡八雲町が新たに誕生しました。

八雲町は、東は太平洋（内浦湾）、西は日本海に面する2つの海を持つ日本唯一の町であり、「恵み豊かな大自然」を活かして農業・漁業・商業等を基幹産業として発展する、渡島半島北部の中核都市を目指しています。

この豊かな自然を守り、快適な生活を保全するためには、廃棄物問題は最も重要な課題です。

これを解決に導くには、事業者・消費者・行政が、製品の生産・流通・消費のすべての過程の中で環境や資源に配慮するという考えのもとに、社会・経済・生活様式を見直してそれぞれの役割を認識し、再生資源としてその利用の促進を図り、環境への負荷の少ない社会・経済の仕組み、循環型社会を形成していく必要があります。

今日の廃棄物問題の特徴は、ごみ量の増大はもとより質の多様化や有害化によりごみの中間処理が一層困難となってきたこと。また、無限にあると思われていた資源は有限であることが明確になり、資源・地球環境は現在だけではなく、将来にわたって共有すべきものとして保全していくことが必要と認識されるようになってきていることにあります。

こうした状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物は、分別収集及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、消費者は分別排出し、市町村はそれを分別収集し、事業者はそれを再商品化するそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものであります。

本計画は、事業者・消費者・町がそれぞれの責任を分担してこの制度を実施するために容器包装リサイクル法第8条の規定に基づいて策定されたものであります。本計画を推進することによって、資源の有効利用が図られ、一般廃棄物を減量し、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、循環型社会の実現を目指すものであります。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ① 住民、事業者、町が一体となって、ソフト、ハード全般にわたり環境への負荷に配慮した快適な地域社会の実現を目指す。
- ② ごみの発生及び排出の抑制を第一義とし、排出されたごみは、可能な限り再利用・資源化し、最終処分量を限りなくゼロに近づけるごみの少ない社会づくりを目指す。
- ③ 関係者が一体となったごみ減量化とリサイクル運動を積極的に推進する。
- ④ 熊石地域については、平成17年10月以前の旧熊石町より加入している南部桧山衛生処理組合の計画にて実施し、本計画は八雲地域を中心に計画する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間（令和8年度～令和12年度）とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、PETボトル、その他のプラスチック製容器（白色の発泡スチロール製食品トレイ含む）を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

年 度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	661 t	650 t	639 t	630 t	619 t

（令和6年度実績値より人口推計値により排出量を推計）

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては消費者、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。また、分別収集の実施に当たり、住民、事業者の分別収集に関する意識の把握を行うため、所要の調査を行い、より効果的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるため、八雲町町内会等連絡協議会、衛生団体、資源回収団体等の協力のもとリサイクル活動を積極的に進める。

- ・教育、啓発活動の充実

学校などにおける副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などを推進する。又、あらゆる機会を活用し、消費者、事業者に対してごみの排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらにごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意識及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・エコマーク製品等の利用の促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、啓発を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

当町における最終処分場の残余容量、選別するための処理施設の整備状況を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、消費者の分別協力度、当町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
1. 主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空き缶類
2. 主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空きびん類
3. 主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
4. 主として段ボール製の容器		段ボール
5. 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、ダンボール 以外の紙製容器包装
6. 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		PETボトル
7. 主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール 製食品トレイ
		PETボトル、白色トレイ 以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの
量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物
の量の見込み (法第8条第2項第4号)

(単位：t/年)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
主としてスチール製の容器	30	30	29	29	28
主としてアルミ製の容器	47	46	45	45	44
無色のガラス製の容器	(引渡) 30	(引渡) 30	(引渡) 29	(引渡) 29	(引渡) 28
	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0
	(合 計) 30	(合 計) 30	(合 計) 29	(合 計) 29	(合 計) 28
茶色のガラス製容器	(引渡) 38	(引渡) 37	(引渡) 37	(引渡) 36	(引渡) 36
	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0
	(合 計) 38	(合 計) 37	(合 計) 37	(合 計) 36	(合 計) 36
その他のガラス製容器	(引渡) 11	(引渡) 11	(引渡) 10	(引渡) 10	(引渡) 10
	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0
	(合 計) 11	(合 計) 11	(合 計) 10	(合 計) 10	(合 計) 10
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものをのぞく)	2	2	2	2	2
主として段ボール製の容器	194	191	188	185	182
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(引渡) 0	(引渡) 0	(引渡) 0	(引渡) 0	(引渡) 0
	(独自) 118	(独自) 116	(独自) 114	(独自) 112	(独自) 110
	(合 計) 118	(合 計) 116	(合 計) 114	(合 計) 112	(合 計) 110
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(引渡) 0	(引渡) 0	(引渡) 0	(引渡) 0	(引渡) 0
	(独自) 82	(独自) 80	(独自) 79	(独自) 78	(独自) 77
	(合 計) 82	(合 計) 80	(合 計) 79	(合 計) 78	(合 計) 77
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(引渡) 109	(引渡) 107	(引渡) 106	(引渡) 104	(引渡) 102
	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0
	(合 計) 109	(合 計) 107	(合 計) 106	(合 計) 104	(合 計) 102
(うち白色トレイ)	(引渡) 1	(引渡) 1	(引渡) 1	(引渡) 1	(引渡) 1
	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0	(独自) 0
	(合 計) 1	(合 計) 1	(合 計) 1	(合 計) 1	(合 計) 1

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法は直近年度の（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率で積算し、過去3年間の実績も勘案し、数値を求めたものであります。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
14,203人 (対前年対比) ▼1.40%	13,985人 (対前年対比) ▼1.53%	13,767人 (対前年対比) ▼1.56%	13,549人 (対前年対比) ▼1.58%	13,330人 (対前年対比) ▼1.62%

※ 第3期八雲町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略における人口ビジョン独自推計値に基づく

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、町内会や各種団体による集団回収が進んでいるリターナブルびん、紙類、アルミ缶については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施するよう協力を要請して行く。

容器包装廃棄物の種類	収集の分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装	空き缶類	委託定期収集 集団回収	リサイクルセンター ストックヤード
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空きびん類	委託定期収集 集団回収	リサイクルセンター ストックヤード
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものをのぞく)	紙パック	委託定期収集	町の福祉施設 リサイクルセンター ストックヤード
主として段ボール製の容器包装	段ボール	委託定期収集 集団回収	リサイクルセンター ストックヤード
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙パック、ダンボール以外の紙製容器包装	委託定期収集 集団回収	リサイクルセンター ストックヤード
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	PETボトル	委託業者による 定期収集	リサイクルセンター ストックヤード

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ	委託業者による 定期収集	リサイクルセンター ストックヤード
	ペットボトル、 白色トレイ以外の プラスチック製 容器包装	委託業者による 定期収集	リサイクルセンター ストックヤード

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、容器包装廃棄物の選別、圧縮、保管は八雲町リサイクルセンター敷地内で行う。

分別収集する廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理施設
主としてスチール缶 主としてアルミ缶	空き缶類	ポリエチレン袋	2 t 平ボディ車	リサイクルセンター
無色びん 茶色びん その他びん	空きびん類	ポリエチレン袋	2 t 平ボディ車	リサイクルセンター
飲料用紙パック	紙パック	縛って排出	拠点収集	町福祉施設
			2 t 平ボディ車	リサイクルセンター
段ボール	段ボール	縛って排出	2t平ボディ車	リサイクルセンター
紙製容器包装	紙製容器包装	ポリエチレン袋	2t平ボディ車	リサイクルセンター
P E T ボトル	P E T ボトル	ポリエチレン袋	2t平ボディ車	リサイクルセンター
白色トレイ	白色トレイ	ポリエチレン袋	2t平ボディ車	リサイクルセンター
その他プラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	ポリエチレン袋	2 t 平ボディ車	リサイクルセンター

・ 分別収集の用に供する施設計画

【排出段階】	(1) 缶 類 (アルミ・スチール缶 の分別必要なし)	(仕 様) 材質：ポリエチレン 容量：30ℓ・20ℓ 50ℓ (P E Tのみ)	町	町内小売店約30 店舗で販売 (販売価格は 全店統一価格)
1. 排出容器 指定袋等	(2) びん類 (種類別、色別の分別 必要なし)	缶 類 《緑色》 びん類 《赤色》 紙製容器包装 《白色》 P E T ボトル 《橙色》 白色トレイ 《白色》		

	(3) 紙パック (4) 段ボール (5) 紙製容器包装 (6) PETボトル (7) 白色トレイ (8) その他プラ (1)～(8)同時排出	その他プラ 《白色》 【紙製容器包装、白色トレイ、その他プラは透明又は半透明袋（指定袋無）】 【紙パック、段ボールは縛って排出】		
2. 排出場所		個別排出 ステーション方式	住 民	容器包装廃棄物の分別方法の指導
【運搬段階】 3. 回収用車両		(仕 様) 形 式：平ボディ車 積載量： 2 t 数 量： 2 台	委託業者	ごみ収集日程表に基づき回収
【中間処理】 4. 資源ごみ 保管施設	(1) 缶 類 (2) びん類 (3) 紙パック (4) 段ボール (5) 紙製容器包装 (6) PETボトル (7) 白色トレイ (8) その他プラ	リサイクルセンターストックヤード 構 造：鉄筋R C造 床面積：1 3 0 m ² 容 量：2 6 0 m ³	委託業者	・H15年4月より リサイクルセンター稼働

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ① 分別排出を徹底するため、ごみの出し方を解説したチラシを配布するとともに、八雲町町内会等連絡協議会、衛生団体等の組織と連携し町民の啓発を図って行く。
- ② 各町内会の衛生担当委員の協力を得て、ごみの出し方の指導、集積所の巡回等の実施を図って行く。
- ③ 町内会、学校、各種団体による集団回収については、町より助成金を交付などの支援を行い、集団回収の促進を図っていく。
- ④ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行い、適切な分別収集計画の策定・精度向上を図る。